

三宅町デイサービスセンター
運営委託仕様書

平成31年 4月

三宅町社会福祉協議会

目 次

1	趣 旨	1
2	管理運営に関する基本的な考え方	1
3	業務等の内容	1
	(1) 通所介護事業の設置運営に関すること	
	(2) 施設及び設備の維持管理に関すること	
	(3) 損害賠償責任保険の加入に関すること	
	(4) 利用者の安全に関すること	
	(5) 個人情報の保護並びに取扱いに関すること	
	(6) 業務報告等に関すること	
	(7) 管理運営体制と職員の雇用	
4	運営委託期間	2
5	対象者等	2
6	運営委託業務に関する経費	2
	(1) 施設使用料	
	(2) その他の経費	
7	三宅町、三宅町社会福祉協議会と運営委託事業者のリスク分担	3
8	調査等	3
9	引継業務	3
10	関係法令の遵守	3
	別記1 個人情報取扱特記事項	(1)
	別記2 三宅町デイサービスセンターリスク分担表	(2)

1 趣 旨

この仕様書は、三宅町デイサービスセンター条例（平成 12 年三宅町条例第 8 号）及び同管理運営に関する規則（平成 12 年三宅町規則第 5 号）に定めるもののほか、三宅町デイサービスセンターの運営委託事業者が行う業務の内容及び履行方法について定めるものである。

2 管理運営に関する基本的な考え方

運営委託事業者は、三宅町デイサービスセンターの管理運営について、以下の項目に沿って行うこととします。

- ① 三宅町デイサービスセンターは、要介護者等に対し、社会情報・交流・入浴・給食・介護・娯楽などを提供し、福祉・保健の向上を図るため設置された施設であり、その理念に基づき管理運営を行うこと。
- ② 利用者の意見・要望等を管理運営に反映させること。
- ③ 運営委託業務を通じて取得した個人情報の保護を徹底すること。
- ④ 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の削減に努めること。

3 業務等の内容

- (1) 通所介護事業(介護保険法第7条第11項)の設置運営に関すること。
- (2) 施設・設備の維持管理及び管理施設の日常清掃に関すること。
- (3) 損害賠償責任保険の加入に関すること。

賠償保険については、次の条件を満たすもの以上に加入することとし、その他管理財物、人格権侵害、見舞金など補償する保険については、運営委託事業者の責任で、公の施設であることを十分認識した上で、補償内容を検討すること。

① 補償内容等

補償内容		補 償 額
対人賠償	1 名につき	1 億円
	1 事故につき	1 0 億円
対物賠償	1 事故につき	5 0 0 万円
人格権侵害	1 事故・期間中	※検討事項
管理財物	1 事故・期間中	
対人見舞費用	死亡 1 名	

(4) 利用者の安全確保に関すること

利用者の安全対策、監視体制等について、各種マニュアルを作成し、職員を指導し、万一に備えて職員を訓練すること。

(5) 個人情報の保護並びに取扱いに関すること

- ① 三宅町個人情報保護条例（平成 19 年三宅町条例第 10 号）を遵守するとともに、個人情報保護の大切さを職員に周知徹底し、万一漏えいした場合の対策を講じること。
- ② 個人情報の取扱いについては、関係法令等のほか、別記 1 「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(6) 業務報告等に関すること

- ① 事業計画書を毎年度 2 月末までに提出すること。
- ② 年度終了後、4 月末までに事業報告書を提出すること。

③ 各施設において事故等が発生した場合は、事故報告書を速やかに提出すること。

④ その他、三宅町、三宅町社会福祉協議会が必要とする報告書を提出すること。

(7) 管理運営体制と職員の雇用

業務の適切な遂行のため、関係法令に基づき、総括責任者、副責任者、職員の適切な配置を行うものとする。なお、業務実施にあたり、法令等により資格を有する場合は、有資格者を選任し、併せて職員の資質向上を図るため適宜研修を実施するものとする。

また、職員の雇用は、地元雇用に努めるとともに、現職員の雇用継続にも配慮すること。

4 運営委託期間

運営委託を開始した日から平成33年3月31日までとします。

5 対象者等

① 対象者 介護保険要介護認定を受けている者及び総合事業対象者等
(利用者の状態に応じて判断あり)

② 利用人数 最大定員35人／日
(平成29年度実績：開所日数354日、利用者数5,715人)

③ 事業エリア 三宅町及び周辺地区(川西町、田原本町、広陵町)

④ 休館日等 保健福祉施設(あざさ苑)

休館日：1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで
休日又は祝日の月曜日

開館時間：午前8時30分から午後9時まで

6 運営委託業務に関する経費

(1) 施設使用料

本施設は、公の施設であることから施設使用料を負担いただくこととなります。その施設使用料は、年間1,200,000円(月額100,000円)とします。

(2) その他の経費

次の各経費は、運営委託事業者の負担とします。

① 介護保険法第8条第7項2規定する通所介護及び同法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に関する経費

② 施設及び設備の維持管理に関する経費

③ 施設の運営に関する経費

(三宅町デイサービスセンターは、保健福祉施設あざさ苑(複合施設)の3階にあるため、光熱水費、カラオケ機器通信料、法定点検費等管理委託費管理委託費等の実費について、メーターの使用量、面積の按分により、経費が算出され、負担する経費があります。)

7 三宅町、三宅町社会福祉協議会と運営委託事業者のリスク分担

三宅町及び三宅町社会福祉協議会と運営委託事業者のリスク分担は、別記2「三宅町デイサービスセンターリスク分担表」のとおりとします。

ただし、別記2に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないリスクが生じた場合は、三宅町、三宅町社会福祉協議会と運営委託事業者が協議のうえリスク分担を決定します。

8 調査等

三宅町社会福祉協議会は、運営委託業務の実施状況を把握し、良好な管理状況を確保するため、必要に応じて調査等を行います。この場合において、運営委託事業者の業務が適当でないと判断した場合、改善等の指示を行い、改善されないときは、運営委託事業者の指定を取り消し、業務の停止などの措置を行う場合があります。

9 引継業務

運営委託事業者は、三宅町社会福祉協議会の指示により業務開始までに事務引継及び各業務の習得を行うものとします。

なお、事務引継等にかかる費用については、運営委託事業者の負担とします。また、運営委託期間終了時に、次期運営委託事業者が円滑かつ支障なく本施設の管理運営業務を遂行できるよう、適正な引継を行うものとします。

10 関係法令の遵守

運営委託事業者は、業務に関係、関連する法令を遵守しなければならない。

- (1) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、老人福祉法施行令（昭和 38 年政令第 247 号）、老人福祉法施行規則（昭和 38 年厚生省令第 28 号）
- (2) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）、介護保険施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）
- (3) 三宅町デイサービスセンター条例、三宅町デイサービスセンター管理運営に関する規則
- (4) 三宅町個人情報保護条例
- (5) その他の関係法令

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の取扱いにあたっては、三宅町個人情報保護条例（平成19年三宅町条例第10号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(機密保持義務)

第2条 乙は、本業務にかかる事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。運営委託期間終了後も、同様とする。

(目的外の利用の禁止)

第3条 乙は、本業務にかかる事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、本業務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供等の禁止)

第4条 乙は、本業務にかかる事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を外部に持ち出し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(処理の委託の禁止)

第5条 乙は、個人情報の処理に関する事務を委してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、本業務にかかる事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承認を受けたときは、この限りではない。

(事故発生時の報告義務)

第7条 乙は、本業務を処理するに当たり個人情報が記録された資料等の漏えい、紛失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は消去義務)

第8条 乙が本業務にかかる事務を処理するために、甲から提供を受け、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、協定期間満了後直ちに甲に返還し、若しくは引渡、又は甲の指示に従い消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(損害賠償義務)

第9条 乙が故意又は過失により個人情報を漏えいしたときは、乙はこれにより生じた損害を賠償しなければならない。

三宅町デイサービスセンターリスク分担表

種 類	内 容	負 担 者	
		三宅町、 三宅町社 会福祉協 議会	運営委託 事業者
物価変動	人件費、物品費等、物価変動に伴う経費の増		●
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		●
周辺地域・住民 及び施設利用 者への対応	地域との協調		●
	施設管理、運営事業内容に対する住民及び施設利用者からの苦情や要望の対応		●
	上記以外	●	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令の変更	●	
	運営委託事業者に影響を及ぼす法令変更		●
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令の変更	●	
	上記以外		●
政治、行政的理 由による事業 変更	政治、行政的理由から施設管理、運営業務の継続に支障が生じた場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後維持管理経費における当該事情による増加経費負担	●	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の三宅町、三宅町社会福祉協議会又は運営委託事業者のいずれの責任にも帰することのできない自然的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加	●	
書類の誤り	仕様書等、三宅町、三宅町社会福祉協議会が責任を持つ書類の誤りによるもの	●	
	運営委託事業者が提案した事業計画書等の誤りによるもの		●
施設・設備の損 傷	運営委託事業者の故意又は重大な過失によるもの等		●
	施設・設備の設計、構造上の原因によるもの	●	
債務不履行	運営委託事業者の債務不履行による運営委託業務の破綻等		●

※ 本表に定める事項で疑義がある場合又は本表に定めのないものについては、三宅町、三宅町社会福祉協議会と運営委託事業者が協議のうえ、決定します。